

令和7年1月6日

質 疑 応 答 書

業務名：広島市市立保育園及び認定こども園における紙おむつ等定額利用サービス

質問	回答
弊社の本店は東京都ですが、広島市にも納税しております。この場合も広島市の納税証明は必要なのでしょうか。	本店が東京都にある場合でも、広島市内に事業所や固定資産を有していたり、従業員が本市に納税する市民税の特別徴収義務者である場合は、本市に納税義務がありますので、本市の納税証明書が必要となります。

(注) この質疑応答書は、仕様書の追補とみなします。質問は質問内容が明確になるよう、一部記載を整えています。